搬入方法について

他市ごみを持込ませない、大切なお車を傷つけないために、
ご協力をお願いいたします。

- 1 排出者及び搬入者の本人確認を行います。 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、受入できません。
- 2 分別されていない廃棄物は、搬入できません。 分別されていない、受入基準に適合しない場合、受入できません。
- 3 廃棄物は、原則、搬入者ご自身で下ろして頂きます。 大きなごみの場合、なるべく補助者の同行をお願いします。

※職員が下ろす補助をした場合にお車を傷つけても、 市は責任を負いかねます。ご了承ください。

●搬入できる廃棄物の種類(市内で発生したものに限る)

- ① 事業系一般廃棄物(燃やせるごみに限る)
- ② 産業廃棄物(紙くず、木くず、繊維くずに限る)
 - ※紙くずは、PCBが塗布されたものを除く 木くずは、工作物の除去に伴って生じたものを除く

●確認事項

- ① 搬入者の運転免許証
- ② 廃棄物の排出場所

産業廃棄物の場合、<u>事前に契約書を作成</u>する必要があります。 カード搬入の場合、カード作成時に搬入者や発生場所を確認します。

上記を満たさない場合は、廃棄物を搬入できません。お持ち帰り頂きます。

※自ら運搬できない場合は許可業者に運搬を委託してください。

枝・丸太・角材等を自己搬入する場合の基準

- ①枝・丸太・角材は、長さ 1m、太さ(角材は一辺) 30cm まで ※太さが30cm 近い場合は、長さを40cm 程度にしてください。
- ②板材は、長さ1.5m、厚さ10cm、幅50cmまで
- ③コンパネ・ベニヤ板は 90cm×90cm まで (1回の搬入は 10枚まで) ※石膏ボード、プラスチック類、金属類が付着したものや家屋の解体に伴って発 生したものは、搬入できません。

事業系廃棄物の処分方法

事業活動に伴って発生した廃棄物を事業系廃棄物と言い、「産業廃棄物」と「一般 廃棄物」に分類されます。それぞれ処分方法が異なります。

産業廃棄物

がれき類、汚泥、廃油など 法で規定された20品目

産業廃棄物収集運搬業者

自己搬入

産業廃棄物処分業者 東部・西部クリーンセンター

(紙くず、木くず、繊維くずに限る。)

①書面による契約 ②マニフェスト交付(東部・西部クリーンセンターは不要)

事業系一般廃棄物

厨房の生ごみ、汚れた紙くずなど 産業廃棄物以外の廃棄物

一般廃棄物収集運搬業者

自己搬入

一般廃棄物処分業者 東部・西部クリーンセンター

(燃やせるごみに限る。)

その他の注意事項

- ・家庭の樹木を業者が伐採・剪定した場合、排出者は業者となり、事業系一般廃 **棄物の扱い**になります。**有料**です。(10kgにつき250円)
- ・遺品整理業者は、遺品整理作業しか行えません。所沢市の一般廃棄物収集運搬 業許可がない場合、廃棄物の運搬はできません。
- ・引越し請負業者は、所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可がない場合、排出者の 同行があっても、廃棄物の運搬はできません。

判則

収集運搬業の許可を持たずに、他者の廃棄物を運搬した場合は、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律により、5年以下の懲役・一千万円以下の罰金に処されます。

※ 他市の廃棄物の搬入が疑われる場合は、厳正に対処します。

●お問合せ 所沢市環境クリーン部 資源循環推進課

04-2998-9146

東部クリーンセンター 04-2998-5300

西部クリーンセンター 04-2948-3141